

ごみ・上下水道

家庭ごみの分け方・出し方

問 環境推進課 ☎ 0495-25-1172 / 支所環境産業課 ☎ 0495-72-1334

資源ごみ

▶ ペットボトル、缶、びん

		主な品目	出し方	注 意
ペットボトル		 のマークのあるもの 飲料、酒類、しょう油等	ラベルとキャップは、外して「可燃ごみ」へ。	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集日は、83・84ページをご覧ください。 ● 軽く洗ってから、出してください。 ● 収集所は、可燃ごみ等の収集所と異なる地域もあります。自治会等に確認してください。 ● さびた缶や、割れたびんは、「不燃ごみ」へ。 ● 汚れのひどいペットボトルは、「可燃ごみ」、汚れのひどい缶・びんは、「不燃ごみ」へ。
缶類	飲料用	 のマークのあるもの	ボトル缶のキャップは缶から外して「その他の缶」へ。	
	その他	「飲料用缶」以外の缶 缶づめ、菓子缶など	中身を完全に出して、「その他の缶」へ	
びん類	生きびん	ビールびん、一升びん、焼酎のびん	キャップは外してください。 ● プラスチック製のキャップは「可燃ごみ」へ。 ● アルミ・スチール製キャップは「その他の缶」へ。	
	その他	「生きびん」以外のびん ドレッシング、ジャム、ドリンク剤のびんなど		

下表の公共施設では、開庁(館)時間内にいつでも出せます(アスパアこだまは平日のみ)。

回収場所	本庄市役所	はにぼんプラザ	本庄公民館	本庄東公民館	本庄西公民館	本庄南公民館	藤田公民館	仁手公民館	旭公民館	北泉公民館	アスパアこだま	セルデイ	児玉小学校西隣	共和公民館
ペットボトル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飲料用缶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
びん類・その他の缶	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
牛乳パック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃食用油			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
乾電池	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スプレー缶	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
紙類	○										○			

※各施設の開庁(館)時間は、それぞれ異なりますのでご注意ください。
※廃食用油は、植物油のみ回収します。動物性油や鉱物油等は回収できません。空のペットボトルに入れてふたをよく閉めてから、回収ボックスに入れてください。



蛍光管は出せません。「有害ごみ」の日に出してください。

▶ 紙類(新聞・雑誌・段ボール)、金属類(飲料用缶)

◆下記の駐車場では、毎月回収しています。

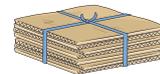
PTAや子ども会・自治会などの集団資源回収にご協力ください。年間予定を、『広報ほんじょう』5月号に掲載しています。



新聞紙
(広告を含む)



雑誌
(包装紙を含む)



段ボール

本庄地域	毎月第2土曜日	午前9時～11時	本庄南公民館駐車場 ※布類回収も実施
	毎月第3日曜日	午前9時～午後1時	市役所駐車場
児玉地域	毎月第1日曜日	午前9時～11時	アスパアこだま駐車場

※毎月、『広報ほんじょう』の「ECOガイド」に回収予定日を掲載しています。

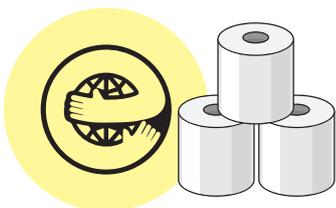
※天候等の理由で変更になる場合もあります。

♻️ 可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、スプレー缶

分け方	主な品目	注意
可燃ごみ	生ごみ(水切りをする)、紙ごみ(再利用できないもの)、ビニール製品、プラスチック製品(CD、ビデオテープ、おもちゃ等)、衣服、靴、かばん(金属部分はできるだけ「不燃ごみ」に出す)、使い捨てカイロ、紙おむつ(汚物はトイレに流す)、ゴム製品、革製品、乾燥剤、クレヨン、保冷剤、発泡スチロール、使い捨てライター(ガスを全部抜いてから出す)	<ul style="list-style-type: none"> ● 児玉郡市共通認定袋に入れて出してください。 ● 認定袋に入らないものは、「粗大ごみ」です。収集所には出せません。
不燃ごみ	金属製品(なべ、やかん、フライパンなど)、資源ごみ以外のガラス類、食器類、刃物類(紙などに包む)、陶磁器、鏡、電球(水銀入りは有害ごみ)	
有害ごみ	電池、水銀を使用しているもの(蛍光管、電球、血圧計、体温計)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「有害ごみ」の認定袋はありません。 ● 購入時の箱に入れるなど、割れないように出してください。
スプレー缶	スプレー缶、カセットボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ● 中身を完全に使い切ってから、穴開けをせずに中身がわかる袋に入れてスプレー缶収集日に出してください。

それはごみ?資源? //

身近な**分別マーク**に着目!



● トイレットペーパー

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な**分別マーク**に着目!



● 紙製容器包装

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。



粗大ごみ(認定袋に入らないものは、粗大ごみです。収集所には出せません。)

主な品目 イス、ソファー、テーブル、枝木、ベッド、布団、毛布、たんす、自転車など

▶ 自己搬入

小山川クリーンセンター(ごみ処理場)へ持ち込んでください。

自己搬入	費用 1回の搬入で10kgにつき40円 10kg未満の場合は10kgとみなし、手数料は40円
	搬入日時 月～金曜日(休日も搬入可。ただし年末年始等を除く) 午前8時40分～正午、午後1時～4時30分(予約不要)
	ごみ処理場 児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター 東五十子151-1 ☎0495-22-8200

※持ち込めないものもありますので、小山川クリーンセンターへ直接ご確認ください。

▶ リクエスト収集

環境推進課(市役所4階)・支所環境産業課(アスパアこだま2階)へ申し込んでください。
1回の収集につき、5点まで収集します。なお、別途手数料がかかります。

リクエスト収集 (有料)	<p>◆本庄地域 毎週水曜日に収集を行い、前週の金曜日に申し込みを締め切ります(年末年始を除く)。</p> <p>◆児玉地域 毎月第2・4水曜日に収集を行い、前週の金曜日に申し込みを締め切ります(年末年始を除く)。</p> <p>※粗大ごみは、建物の外に出しておいてください。</p>
-----------------	--

使用済小型電子機器

主な回収品目	電話機、携帯電話、カメラ、ラジオ、DVDプレーヤー、CDプレーヤー、ゲーム機、リモコン、ノートパソコン及び周辺機器、電子辞書、電卓、電気コード類、その他電子機器(ドライバー、電動ひげそり等)
回収方法	<p>宅配便回収 小型家電リサイクル法における認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」では、宅配便を活用した回収を行っています。 インターネットによる申し込みで、指定した日時に宅配業者が自宅まで回収に伺います。 1箱1,650円(税込)で回収します。なお、パソコンが含まれる場合は、1回につき1箱の料金が無料になります。申し込み方法や回収品目などの詳細は、リネットジャパンリサイクル(株)のホームページをご確認ください。 リネットジャパンリサイクル(株)ホームページアドレス https://www.renet.jp/</p>
	<p>ボックス回収 環境推進課(市役所4階)・支所環境産業課(アスパアこだま2階)に、回収ボックス(投入口30cm×15cm)が設置してありますので、開庁時間内にお持ちください。投入口に入らないものは、年2回程度実施するイベント回収で回収します。 ※バッテリーや電池は取り外してください。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)は回収できません。 ● 携帯電話やパソコン等に含まれる個人情報は、個人の責任において必ず消去してください。 ● 家庭で使われていたものに限りです。(事業所で使われていたものは対象外です)

便利なおみ分別アプリ無料配信中!

「このごみは燃えるごみ?それとも燃えないごみ?」「このごみを出すときの注意点は?」
このような経験はありませんか。

ごみ分別アプリでは、資源・ごみの分別方法や地域別の収集日を確認できるほか、出し忘れを防止するアラート機能等、資源やごみに関するさまざまな情報を手軽に確認することができます。

スマートフォンやタブレット端末をお持ちの方は無料でダウンロードできます。



Android端末用



ios端末用



🗑️ 収集日(各収集区域は住所ではなく、自治会の地域で分かれていますのでご注意ください。)

▶ 本庄地域(午前8時30分までに収集所へ出してください。)

		収集地域(自治会別) 自治会名(太字)/住居表示(細字)	可燃ごみ (週2回)	不燃ごみ (月2回)	有害ごみ	スプレー缶	資源ごみ
本庄	宮本町	千代田1・2・3・4丁目、南2丁目 前原1・2丁目、柏1丁目、栄1・2丁目	月曜日 木曜日	第1・3 水曜日	〈奇数月〉 第4水曜日	第2水曜日	第1火曜日
	泉町	千代田1・4丁目、中央3丁目、前原1丁目					
	上町	千代田1丁目、中央1・3丁目、銀座1丁目、 南1丁目、前原1丁目					
	仲町	中央1・2丁目、銀座1・2丁目					
	照若町	中央1・2丁目、若泉1・2・3丁目					
	本町	若泉1丁目、中央1・2丁目 銀座1・2・3丁目、本庄1・2・3・4丁目					
	南本町	駅南1・2丁目、けや木1丁目、見福2・3丁目	火曜日 金曜日	第1・3 月曜日	〈奇数月〉 第4水曜日	第2水曜日	第2火曜日
	七軒町	銀座1・3丁目、南1・2丁目、駅南1丁目、 見福1丁目					
	末広町	南2丁目、柏2丁目、駅南1丁目 見福1・2・3・4・5丁目、緑1・2丁目					
	台町	本庄1・2・3・4丁目、東台2・3・4・5丁目 日の出3・4丁目					
	諏訪町	東台2丁目、日の出2・3・4丁目、寿2・3丁目					
	朝日町	本庄2丁目、東台1丁目、日の出1丁目 寿1丁目、駅南2丁目、朝日町1・2・3丁目					
藤田	鶴森(寿3丁目の一部を含む)、傍示堂 牧西、小和瀬、宮戸、堀田、滝瀬	月曜日 木曜日	第2・4 水曜日	〈奇数月〉 第3水曜日	第1水曜日	第3火曜日	
仁手	仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手					第4火曜日	
旭	都島、山王堂、沼和田、新井、三友、杉山、小島県営住宅 下野堂(下野堂〇〇番地、下野堂1・2・3丁目、万年寺1 丁目の一部) 万年寺(万年寺1・2・3丁目、小島〇〇番地、下野堂3丁 目の一部)		月曜日 木曜日	第1・3 水曜日			第3火曜日
	小島	小島〇〇番地、千代田2丁目の一部 小島1・2・3・4・5・6丁目(小島県営住宅は除く)					
	小島南	小島南1・2・3・4丁目					
北泉	本田(北堀、早稲田の杜5丁目)、 新田原(北堀、早稲田の杜1・2・4・5丁目)、 四季の里(四季の里1・2・3丁目)、 栗崎(栗崎、早稲田の杜5丁目)、 西五十子(西五十子〇〇番地、五十子1・2・3丁目)、 東五十子		火曜日 金曜日	第2・4 木曜日	〈奇数月〉 第4水曜日	第2水曜日	第4火曜日
	久下塚(北堀、早稲田の杜1・2・3丁目)、 東富田(東富田、早稲田の杜1丁目)						
	けや木	けや木1・2・3丁目、緑1丁目					
	曙	柏1・2丁目、栄2・3丁目、見福5丁目、 緑2・3丁目					
	西富田	栄1・2・3丁目、緑3丁目、西富田					
	四方田、東今井、西今井、共栄						



▶ 児玉地域(午前8時まで)に収集所へ出してください。

	収集地域(自治会別) 自治会名(太字)/住居表示(細字)	可燃ごみ (週2回)	不燃ごみ (月2回)	有害ごみ	スプレー缶	資源ごみ
児玉	長浜町・鍛冶町(児玉町八幡山)	火曜日	第1・3 水曜日	〈偶数月〉 第3水曜日	第4水曜日	第2・4 水曜日
	上町、仲町、下町(児玉町児玉)	金曜日				
金屋	新町、連雀町、本町(児玉町児玉、児玉町児玉南1・2・3・4丁目)	月曜日 木曜日		〈偶数月〉 第1水曜日	第2水曜日	
	第一金屋(児玉町金屋、児玉町児玉、児玉町児玉南1・2・3・4丁目)、第二金屋、第三金屋、長沖(児玉町長沖、児玉町児玉南1・2丁目)、高柳、飯倉、宮内、塩谷、保木野、田端					
	秋平					
秋平	秋山、風洞(児玉町秋山)	火曜日 金曜日		〈偶数月〉 第3水曜日	第4水曜日	
	東小平、西小平(児玉町小平)					
本泉	太駄上、太駄中、太駄下(児玉町太駄)	火曜日 金曜日		〈偶数月〉 第3水曜日	第4水曜日	
	河内、稲沢、元田					
共和	蛭川、下真下、児玉町共栄、上真下、吉田林、入浅見、下浅見、高関	火曜日 金曜日	〈偶数月〉 第3水曜日	第4水曜日		

水道

問 水道課(水道庁舎) ☎ 0495-22-2151

水道使用の開始

水道の使用を始める場合は、あらかじめ水道課へご連絡いただくか、市ホームページから開始手続きを行う必要があります。使用開始の際、水道の元栓はご自身で開けてください。なお、事前の連絡なしに水道を使用すると、給水を停止することがあります。

水道使用の休止

水道の使用を止める場合は、あらかじめ水道課へご連絡いただくか、市ホームページから休止手続きを行う必要があります。なお、使用された日までの水道料金の支払いは、今までご利用の口座から振替する方法や転居先にお送りする納入通知書で支払う方法があります。

使用休止の連絡がないと使用中として扱うこととなり、使用水量がゼロの場合でも基本料金が発生します。水道課へ必ず休止の連絡をしてください。

水道使用者の変更

水道課へご連絡ください。

給水装置所有者の変更

水道課へ届出が必要(新旧所有者の認印・所有権移転を証明できる書類)です。

水道工事の申込み

水道の新設・改造(口径変更含む)・撤去・修繕などは、必ず本庄市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。本庄市指定給水装置工事事業者が施行した工事でないときは、本庄市水道事業給水条例に従って、給水を停止することがありますのでご注意ください。

なお、本庄市指定給水装置工事事業者の一覧は、市ホームページに掲載しています。

水道料金の支払い

水道料金は、毎月または2か月に一度水道メーターの検針をした後に、その使用水量に基づいて請求します。支払い方法は、口座振替、納入通知書またはスマホ決済アプリによる支払いとなります。

なお、クレジットカードによる支払いは、取り扱っていません。

▶ 口座振替

水道メーターの検針をした月の27日、12月及び2月は25日(口座振替日が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌営業日)に指定の口座より引き落とす方法です。

申込み方法には、口座振替取扱金融機関の窓口で手続きをする方法と口座振替依頼はがきで手続きをする方法の2つがあります。口座振替取扱金融機関の窓口で手続きをする際には、通帳(口座番号を確認するため)、届印・お客様番号の控え(納入通知書・検針票などに記載)が必要です。また、口座振替依頼はがきでの手続きをご希望の方にははがきを郵送しますので、水道課へご連絡ください。

口座振替取扱金融機関

埼玉りそな銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、東和銀行、武蔵野銀行、埼玉信用組合、しののめ信用金庫、中央労働金庫、埼玉縣信用金庫、アイオー信用金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)、埼玉ひびきの農業協同組合、佐波伊勢崎農業協同組合、みずほ銀行

▶ 納入通知書

納入通知書を納付場所にお持ちのうえ、支払う方法です。

納付場所

納入通知書の裏面に記載のある金融機関等の窓口、コンビニエンスストア、水道課、児玉総合支所水道料金窓口(アスピーアこだま1階)、下水道課(市役所2階)、埼玉りそな銀行本庄支店派出所(市役所1階)
※ゆうちょ銀行(郵便局)は、埼玉・群馬・栃木・茨城・千葉・神奈川・山梨県内、東京都内の窓口に限ります。

▶ スマホ決済アプリ

スマホ決済アプリをスマートフォンにダウンロードし、スマホ決済アプリを起動後、納入通知書に印刷されたバーコードを読み取ることにより、支払う方法です。

なお、スマホ決済アプリの利用方法や納付手順など、詳細は各スマホ決済アプリのホームページをご確認ください。

利用いただけるスマホ決済アプリ

PayB、PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い、au PAY、楽天銀行コンビニ支払サービス、銀行Pay(ゆうちょPay等)

漏水

▶ 水道メーターから道路側の場合

水道課へご連絡ください。その際に、漏水位置やご連絡者のお名前と連絡先もお伝えください。

▶ 水道メーターから建物側の場合

本庄市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。その際の修理費は、個人の負担となります。賃貸住宅などの場合は、建物の管理者へご相談ください。

▶ 漏水の発見方法

漏水が水道メーターから道路側か建物側かが不明の場合には、次のように確認してください。

- 1.建物内のすべての蛇口を閉めてください
- 2.水道メーターのふたを開け、パイロット(水道メーターの左側にある銀色のコマ)を調べてください
- 3.パイロットが回っている場合は、水道メーターから建物側で漏水している可能性があります



パイロット

下水道

問 下水道課 ☎ 0495-25-1146

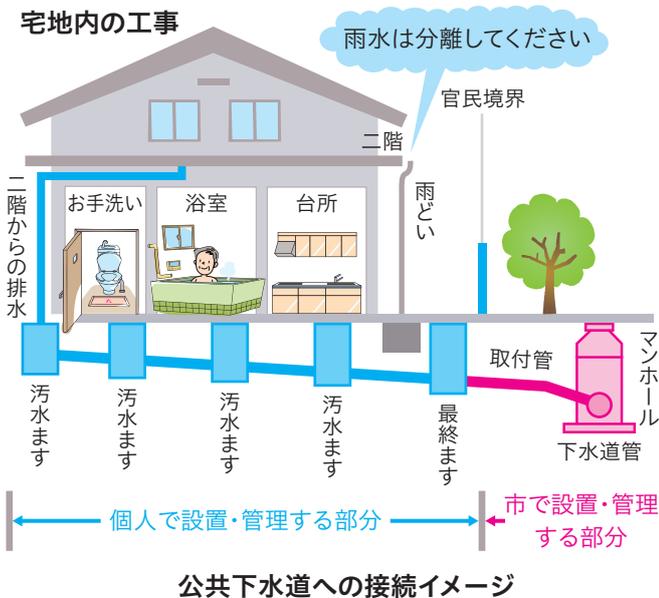
公共下水道事業及び農業集落排水事業の役割

「安全・安心」な街づくり・快適な生活環境を維持するうえで不可欠な施設です。今まで、汲み取り便所や浄化槽を使用していた家庭などは、直接下水道管に流すことができます。

し尿の汲み取りや浄化槽の定期的な清掃、検査などの維持管理を省くことができ、また、「臭い」の発生がなくなります。

公共下水道・農業集落排水が整備されたら

下水道が整備された区域の建物所有者は、早めの接続をお願いします。汲み取り便所をお使いの方は、供用開始日から3年以内に水洗便所に改造し、風呂・台所などからの生活雑排水と合わせて下水道へ直接流す工事を行ってください。浄化槽を使用している方についても、下水道へ接続する工事をおおむね1年以内に行ってください。



下水道への接続工事(宅地内排水工事)

下水道への接続工事は本庄市指定下水道工事店に直接申し込んでください。宅地内の接続工事は排水設備工事責任技術者がいる指定工事店以外には行えません(指定工事店は下水道課または、市ホームページで確認できます)。

工事を依頼する前には、見積もりを取ることをお勧めします。その際、見積もりが有料かどうかも確認してください。

水洗便所改造資金の融資あっせん制度

汲み取り式便所を公共下水道や農業集落排水に接続する工事費用について、自己資金だけで一度に支払うことが困難な方に、市が金融機関へ融資をあっせんし、あわせて発生する利子を市が負担します。

融資あっせん制度を利用できる方

1. 処理区域内の建物所有者、または所有者の同意を得た使用者
2. 市税、下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者負担金を滞納していない方
3. 自己資金のみでは、改造工事費を一度に負担することが困難な方
4. 借り受けた資金の償還能力を有する方
5. 確実な連帯保証人が得られる方

融資の内容

融資額 改造工事1件につき5万円から50万円

返済期間 融資を受けた月の翌月から36か月以内(繰上償還も可能です)

利子の負担

供用開始日から2年9か月以内に申し込みをし、かつ3年以内に改造工事を完成	利子相当額 (年率2.5%相当額まで)
供用開始日から2年9か月を経過した後に申し込み	利子相当額の2分の1 (年率2.5%相当額まで)

※利子補給を受けるには、完済後に申請が必要です。

それはごみ?資源? //

身近な**分別マーク**に着目!



●ペットボトル

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な**分別マーク**に着目!



●段ボール

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な**分別マーク**に着目!



●アルミ缶

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

下水処理施設使用料及び農業集落排水処理施設使用料

下水道使用料等は、水道料金と併せて納付していただきます。下水道使用料は水道の使用水量により算定されます。

農業集落排水処理施設の使用料は使用人数で算定されます。婚姻・出産・転入・転出・死亡等により、使用人数に変動があったときは、速やかに本庄市農業集落排水処理施設使用人数変動届出書を提出してください。

浄化槽

問 環境推進課 ☎ 0495-25-1173

維持管理

浄化槽使用者は、次の清掃などの実施が法律で義務付けられています。浄化槽の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理をお願いします。

▶ 清掃

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや、機器類の洗浄のことです。年1回以上の実施が必要となります。市の許可を受けた業者に依頼してください。

▶ 保守点検

浄化槽の点検、調整や修理のことです。浄化槽の規模等により実施回数が異なります。

県の登録を受けた業者に依頼してください。

▶ 法定検査

保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことです。新規設置後3～8か月以内実施する設置時検査と、年一回実施する定期水質検査があります。

指定検査機関である「(一社)埼玉県浄化槽協会」へ依頼してください。

(一社)埼玉県浄化槽協会 ☎ 048-501-5707

本庄市浄化槽設置補助金

一定の条件を満たす単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への入れ替え工事に対し補助金を交付しています。補助金の詳細については、お問い合わせください。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!



● 飲料用紙容器

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック (こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!



● スチール缶

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック (こども向け)」の内容を編集しています。